



秋田市南部市民サービスセンター「なんぴあ」

登録サークル募集案内

南部地域づくり協議会

南部地域づくり協議会（以下、「本協議会」という。）では、住民相互の交流を図り、住みよい地域づくりを推進するための事業の一つとして、本協議会が認めた団体（以下、「登録サークル」という。）の施設使用を年間使用計画に位置づけ、定期的に活動できるようにします。

(1) 登録の要件

登録サークルは次の要件を満たす必要があります。

- ①地域づくりに関わる市民活動または生涯学習活動を行う自主的な団体であること
 - ・特定の政治活動、宗教活動もしくは営利活動（習い事、稽古事の教室などを含む）を行う団体・個人が主催、強制、支援する活動またはこれらの団体・個人を支援する活動を行う団体は、登録できません。
 - ・外部から講師を招いて指導を受ける場合、講師の営利活動とみなされることのないよう、団体が支払う講師への謝礼は、過剰な金額としないてください。なお、会員の会費が、実質的に月謝として講師へ支払われていると認められる場合は、登録できません。
- ②会員はおおむね5人以上であり、加入・脱退が自由であること
 - ・会員名簿を作成し、提出してください。
 - ・可能な限り活動への参加を希望する市民を広く受け入れてください。
 - ・特定の学校、企業、各種法人またはスポーツ少年団等に属する者のみで構成される団体は、登録できません。
 - ・利用率の高い多目的ホールを利用するサークルの登録数は本館、別館各35団体を上限とします。
- ③登録サークルで組織するサークル連合会に加入すること。また、サークル連合会を通じて、本協議会の事業に協力すること。

(2) 登録の方法

- ・前年度中に期間を定めて、翌年度1年間の活動申請を受付します。重複した場合は抽選とします。
- ・登録にあたり、要件に適合しているか、また、登録実績があった場合、これまでの活動実態について審査します。
- ・虚偽の記載や不適切な申請があったと認められた場合は、登録を取り消すことがあります。
- ・同一サークルが本館別館の両方に登録することはできません。
- ・登録サークルとして利用する人はすべて会員登録してください。(本館、別館1人複数登録可能、種目および登録数制限なし)
- ・登録サークル会員は一般利用で活動することはできません。(単発的なもの、指導的なものは除く)

(3) 登録サークルの定例使用回数

- ・多目的ホールは、1回3時間以内 月2回まで、多目的ホール以外は、1回3時間以内 月3回までとします。なお、1回に3時間を超えて利用する場合は、2回分とみなします。
- ・定例使用とは別に使用を希望するときは、使用する日の前月20日以降に使用申請することができます。この場合の使用回数は、定例使用と合わせて、多目的ホールは月3回まで、多目的ホール以外は月4回までとします。
- ・多目的ホールについては、第2・4土日、第5週目は登録できません。また、多目的ホールと地域文化ホールについては、サークル登録の利用不可の枠がありますので、事務局にお問い合わせください。

(4) 使用の調整

- ・前年度中に使用を希望する施設・日時について調整を行い、年間使用計画を作成します。
- ・希望する施設・日時が重複した場合のほか、登録サークルによる占有状態や、同時間帯に類似した活動が重なることを避けるため、他の公共施設の使用状況等も参考にしながら、使用する施設や日時の変更、使用回数の制限などの調整をする場合があります。
- ・年間使用計画の作成後であっても、災害や国・県・市その他行政機関の事業、指定管理者(本協議会)の事業または指定管理者が認めた地域団体等の事業の実施に伴い、使用日の振替または休止等をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・決定通知書が送付された後に日時変更はできません。